

## 介護納付金賦課額の限度額の改正について

### 1. 介護納付金とは

国民健康保険に加入している40歳から65歳未満（介護保険の第2号被保険者）のかたから、国民健康保険料に併せて介護保険料を徴収している。徴収した介護保険料は、介護納付金として納付している。

### 2. 改正の内容（国民健康保険法施行令第29条の7第3項第9号 平成21年2月12日公布） 賦課限度額を、「9万円」から「10万円」に見直し。

### 3. 施行日

平成21年4月1日

### 4. 改正の理由

施行令の改正に伴い、限度額を見直すものである。

限度額	限度額に達する総所得
9万円	721万円
10万円	784万円

平成20年度料率、1人世帯の場合

### 5. 賦課限度額の変遷

平成9年度	平成11年度	平成12年度	平成16年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
52万円	53万円	60万円	61万円	61万円	62万円	68万円	69万円	
520,000円	530,000円						[医療給付費基礎]	470,000円
							[後期高齢者支援金等]	
		[介護分]	[介護分]	[介護分]	[介護分]			
		70,000円	80,000円	90,000円		100,000円		

## 平成 21 年 10 月からの出産育児一時金の見直しについて

### 1. 改正の目的

緊急の少子化対策として、平成 21 年 10 月より当面 2 年間（平成 22 年度末まで）の暫定措置として、全国一律に支給額を 4 万円引き上げる。

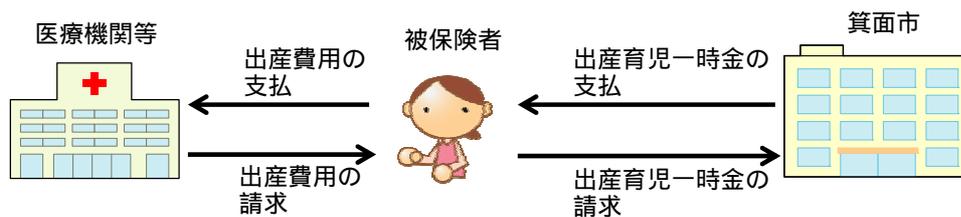
### 2. 金額について

	現行	見直し後
出産に係る基礎額	35 万円	39 万円
産科医療保障制度利用時の基礎額	38 万円	42 万円

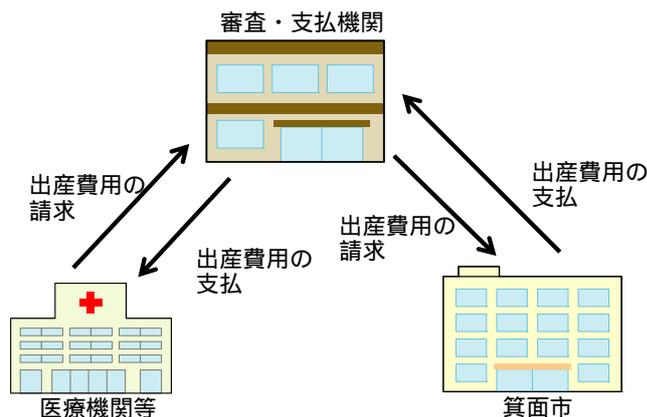
### 3. 一時金以外の変更予定

出産にかかった費用の支払い方法の変更

#### 【現状】



#### 【変更案】



### 4. 今後について

今回の暫定措置期間が経過する平成 23 年度以降の出産育児一時金のあり方を含め、妊婦の負担軽減を図るための出産に係る保険給付やその費用のあり方が国において検討される予定となっている。